

60

新田開発はどのように行われたか
●千葉県・椿海つばうみの干拓事業の場合

渡辺 尚志（一橋大学助教授）

大開墾時代かいこんの到来

下の表は、わが国の明治以前における耕地面積の推移を表わしたものです。ここから、九三〇年ごろから一四五〇年ごろまでの間にはわずかしき耕地が増加していないのに対して、一四五〇年ごろから一六〇〇年ごろ（戦国時代）には耕地面積が大きく増加し、その増加の勢いは一六〇〇年代にはさらに加速して、一七二〇年ごろの耕地面積は一四五〇年ごろの三倍以上にもなっていることがわかります。そして、これ以降、明治初期までは一転して耕地面積の増加は微々たるものになってしまいます。すなわち、一七世紀（近世前期）とは、わが国の歴史上でも特筆すべき「大開墾時代」だったのです。

統一権力の形成

それでは、この時期になぜ大規模な耕地開発が行われたのでしょうか。その理由には次の点に求められます。日本の農業は、水田稲作農業を根幹としていて、水田に水を引く用水路と、不用の水を除去する排水路とが不可欠です。そして、これらの灌漑設備を整備するためには大規模な治水灌漑工事が必要で

年代	耕地面積		典拠	
930年ごろ (平安中期)	862千町歩	91.1	和名抄	
1450年ごろ (室町中期)	946千町歩	100.0	拾芥抄	
1600年ごろ (江戸時代初頭)	1,635千町歩	172.8	慶長三年大名帳	
1720年ごろ (江戸時代中期)	2,970千町歩	313.9	町歩下組帳	
1874年ごろ (明治初期)	3,050千町歩	322.4	第一回統計表	

▲明治以前における耕地面積の推移
大石慎三郎『江戸時代』（中央公論社）より引用

す。中世には支配関係が分散していて、広域にわたって大規模な土木工事を行えるような統一権力が存在せず、土木工事の技術も未発達でした。ところが、こうした状況は戦国大名の出現で一変しました。戦国大名は、一元的で強力な領国支配権と卓越した用水土木技術によって、巨大河川の氾濫を防ぎ、その流域の肥沃な沖積平野を耕地化していきました。その代表例は、甲斐（山梨県）の武田信玄が釜無川に設けた堤防である信玄堤です。このような戦国大名の政策は江戸幕府に受け継がれ、さらに大規模に推進されます。この「大開墾時代」はおおよそ一六六〇年代ぐらいまで続きました。

では、次にこの時期の新田開発について具体例をあげてみてみましょう。

椿海干拓計画

現在の千葉県旭市・海上町・干潟町・八日市場市にまたがる地域に、近世初頭には椿海とよばれた大きな湖があり、近隣の村人はそこで漁業などをしていました。全国的な新田開発ブームの一環として、九十九里海岸に近い椿海の湖水を太平洋に落として、その跡を耕地化しようという計画が近世初頭から構想されていました。

最初に江戸の人杉山三右衛門が計画し、次いで江戸の町人白井治郎右衛門が開発を申し立てましたが、許可になりませんでした。その後、白井治郎右衛門が幕府の大工棟梁の辻内刑部左衛門と共同で開発願いを出したところ、今度は許可が下りました。そして、幕府は一六六九年（寛文九）に勘定奉行の妻木彦右衛門らを現地調査に派遣します。妻木らが近隣村々に干拓による支障の有無を尋ねたところ、村々では用水不足にさえならなければ、という条件で干拓を了承しました。こうして、一六七〇年に干拓工事が始まりました。

工事の中心は、椿海の水を太平洋に落とす排水路の掘り割り工事です。排水路の工事は、海岸線か

①不許可の理由は、干拓が実現すると、それまで椿海を水源としていた近隣の村々が水不足になることを幕府が懸念したためと推測される。

ら白井治郎右衛門・辻内刑部左衛門の二人がそれぞれ片側ずつを請け持って始められましたが、白井は資金に行き詰まって開発の権利を放棄したため、工事は中断しました。しかし、同年中に辻内一人の手で再開され、一二月には掘り割り工事が完成し、椿海の水を太平洋に落とすことができました。ところが、廃水の際、一緒に流れ出した土砂が下流七カ村の耕地に流入し、五〇町歩(約五〇ヘクタール)におよぶ被害が出ました。また、近隣村々ではこの段階になって用水不足になることに気づき、椿海の水がまだ三割程度残っていた一六七一年三月の時点で、これ以上の排水を止めるよう幕府に願い出ましたが、聞き入れられませんでした。このように、大規模な干拓工事は近隣村々に大きな影響をあたえることになったのです。

椿新田一八カ村の成立

一六七一〜七二年、干拓地の用水源としての溜井と、用水路としての惣堀の築造が行われました。一六七四年(延宝二)から干拓地が一町五両の値段で売り出され、その後耕地が安定していくにつれて、土地価格が上がっていききました。

一六九五年(元禄八)には、検地奉行の池田新兵衛らの手によって検地が行われました。このとき、検地を受けた土地は総計二七四〇町八反五畝二〇歩、石高二万四四一石二斗六升二合でした。このうち約三分の二は田地、約四分の一は葭間(葭の生えた土地)・松林・松芝間(松や芝の生えた土地)・草間・芝間など耕地とはいえないような生産力の低い土地であり、畑・屋敷地は一割以下でした。

この段階では、まだ干拓地に村は成立しておらず、新田各地域は「椿村下」「岩井村下」など、近くにある村の下というかたちでよばれています。それが、一六九六年(元禄九)に一八の村に分けられて、ここに椿新田一八カ村が成立しました。

では、新田に土地を買った人々は、どこ出身だったのでしょうか。椿新田一八カ村の一つである春海村の場合をみると、一六九五年の検地帳登録者二〇九人のうち、半数近い九一人が最も近い椿村の出身者で、これを含めて大部分の人々が周辺村々の出身でした。近隣村々にあって、次男以下に生まれて分家させてもらえないでいた者や、一人前の百姓として認められなかった従属的な地位の農民たちが、独立を求めて新田に移住してきたのです。

新田は古くからある村(古村)に比べて、耕地が不安定で生産力が低かったため、移住した人々の暮らしは決して楽ではありませんでした。なかには年貢を払えないため、せつかく入手した土地を手

放して新田を去る人もいましたが、多くの人々の営々たる努力によって、しだいに生産力も安定していききました。その結果、一七一三年(正徳三)には八七九軒だった家数が、

一八一四年(文化二)には一四七四軒に増加しています。新田村には当初名主がおかれず、近隣の古村から四名が

割元名主に任命されて、新田一八カ村の村政を管轄していました。しかし、他村の者に支配されることへの新田村民の不満が強くなり、一七一三年には年貢や諸入用の賦課をめぐる紛争が起こり、一七一五年には割元名主が廃止されて、各新田村に名主がおかれるようになりました。こうして、新田村は古村と対等の行政的地位を獲得したのです。

〔参考文献〕*大石慎三郎「江戸時代」(中央公論社、1977年)

*「八日市場市史 下巻」(1987年)